

熱消総第 216 号

令和3年11月1日

公益社団法人静岡県宅地建物業協会

東部支部熱海地区様

熱海市消防長 植田 宜孝

宅地建物取引業協会様に建物の売買、賃貸借をする際の事前相談の案内について（依頼）

消防行政につきましては、日頃から深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年熱海市内で建物の一部を借りて飲食店や物品販売店を始める方が多くなっています。また消防へ届出ることを知らずに営業を始めている店舗が多いのが現状です。

そのため消防が知りえるのは営業後で、開業前に防火管理や消防設備の指導もできない状態で消防法令違反のまま営業していることもあります。後に立入検査を実施すると店舗だけではなくビル全体の収容人員数により防火管理者が必要となる場合や、ビル全体に消防設備が必要となり、ビルの所有者や店舗の借主等に対して防火管理者の選任や消防設備の設置を指導することになります。そのため双方に対し不利益なことになる場合があります。このような事態を避けるために店舗を始めようとする方が相談に来た時には、契約前にビルの所有者又は店舗の借主等に事前に熱海市消防本部予防室に相談に行くようにお話を進めていただけると幸いです。

この趣旨を理解し、突然のお願いで誠に恐縮でございますがご協力をお願い申し上げます。

熱海市消防本部消防総務課予防室

担当：中村、五十嵐

電話 86-6510

FAX 86-6616